

旭川市障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金

旭川市では、原油価格・物価高騰の影響を受けながらも安定的なサービス提供を継続する障害福祉サービス等事業者に対し、事業運営の負担を軽減するため、食材費、ガス代及び燃料代の一部を補助する障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金を支給します。

対象 事業所

旭川市内に事業所を有する、次の全てに該当する事業所が対象です。

- ①令和4年11月1日時点で、各根拠法令に基づく指定・認可・届出に基づく登録がある。
- ②令和4年4月から11月にサービス等の利用者がある。
- ③令和5年3月31日まで、廃止又は休止の予定がない。

対象経費 及び 支給金額

●対象経費：対象事業所を入所施設・通所施設・その他の3区分に分け、それぞれ次の経費が対象になります。

・入所施設・通所施設

食材費、ガス代（都市ガス、LPガス）、燃料代（重油、灯油、軽油、ガソリン）

・その他：車両用燃料代（軽油、ガソリン）

●支給金額：次の①又は②の方法により算定した額と、支給上限額のいずれか低い方の額を支給します。

①令和4年4月から11月のいずれか一月の支出額と令和3年の同じ月の支出額の差額を12倍した額

②令和4年4月から11月のいずれか一月の支出額に、次の率をかけた額の合計額を12倍した額

・食材費：5.75%

・ガス代：11.74%

・燃料代（車両燃料代も同じ）：12.74%

●支給上限額：事業所区分ごとの単価に定員数を乗じた金額を支給上限額とします。（定員数は令和4年11月1日時点）

・入所施設：1定員当たり9,000円

・通所施設：1定員当たり2,000円

・その他：1事業所当たり20,000円

※ 支出額の実績報告は不要です ※

申請手続

以下の書類を **事業者（法人）** で一括して 提出してください。

①様式第1号の1及び様式第1号の2 物価高騰対策支援金支給申請書兼請求書

（令和4年度「旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金」を申請された事業者で、同じ口座への振込を希望される場合は、口座情報を省略できる様式になっています。）

②様式第2号の1 事業所内訳表（差額による算定）又は様式第2号の2 事業所内訳表（物価上昇率による算定）

※様式は旭川市ホームページからもダウンロード可能です

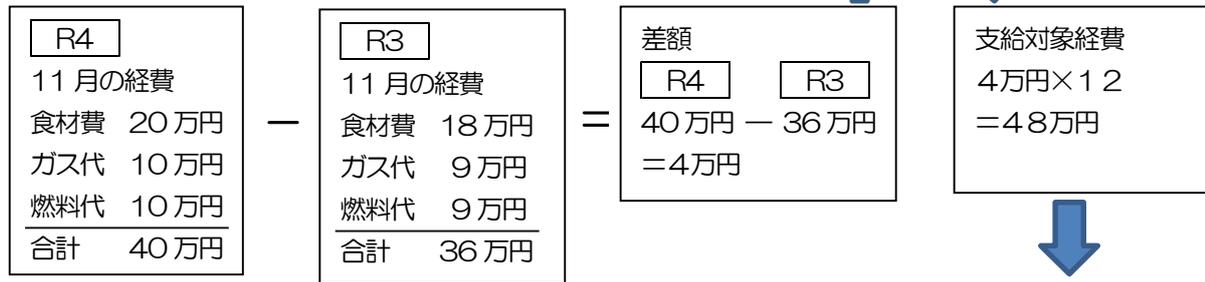
申請期限

令和5年1月31日（火）

【 支援金の計算例① 】

区分：「入所施設」定員40人の場合

①対象経費の計算（※対象経費：食材費、ガス代、燃料代）

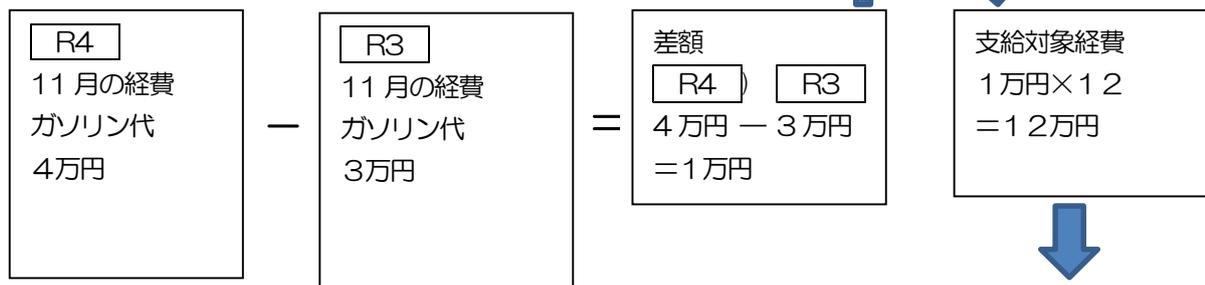


②支給上限額の計算



区分：「その他」の場合

①対象経費の計算（※対象経費：車両用燃料代）



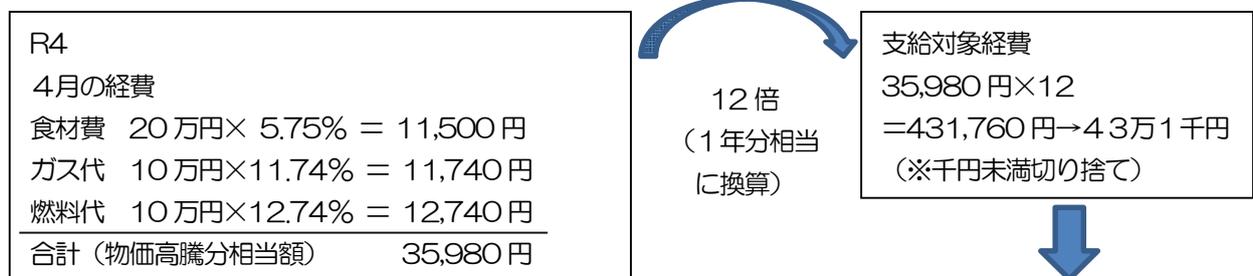
②支給上限額の計算



【 支援金の計算例② 】

区分：「入所施設」定員40人の場合

①対象経費の計算（※対象経費：食材費、ガス代、燃料代）



②支給上限額の計算



支給対象・支給額一覧

	様式第1号の1により申請する事業所			様式第1号の2により申請する事業所	
法令	障害者総合支援法		障害者総合支援法・道路運送法	児童福祉法・障害者総合支援法・道路運送法	
区分	入所施設	通所施設	その他（定員なし）	通所施設	その他（定員なし）
サービス種別	グループ① 障害者支援施設 療養介護 共同生活援助 宿泊型自立訓練 短期入所（単独型）	グループ② 生活介護 （障害者支援施設にあつては入所定員を除いた定員数とする。）	グループ⑧ 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	グループ① 児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス （各サービスを別々の建物等で提供している場合はそれぞれの定員数を合算する。）	グループ② 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
		グループ③ 自立訓練	グループ⑨ 就労定着支援		グループ③ 障害児相談支援
		グループ④ 就労移行支援	グループ⑩ 計画相談支援		グループ④ 福祉有償運送
		グループ⑤ 就労継続支援(A型)	地域移行支援		
		グループ⑥ 就労継続支援(B型)	地域定着支援		
グループ⑦ 地域活動支援センター	自立生活援助	グループ⑪ 福祉有償運送			
対象経費	食材費、ガス代（都市ガス、LPガス）、燃料代（重油、灯油、軽油、ガソリン）		車両用燃料代（軽油、ガソリン）	食材費、ガス代（都市ガス、LPガス）、燃料代（重油、灯油、軽油、ガソリン）	車両用燃料代（軽油、ガソリン）
支給上限額	1定員当たり9,000円	1定員当たり2,000円	1事業所当たり20,000円	1定員当たり2,000円	1事業所当たり20,000円

※支援金の上限額は、事業所種別及び定員数に応じた単価を乗じた額とする。また同一事業所において複数サービスを提供している場合の定員数は、異なるグループ間における定員数を合計したものとす。

※障害福祉サービス及び介護保険の双方によるサービス提供を行っている事業所については、対象経費を区分した上で、それぞれ申請することができる。また障害者サービス及び障害児サービスの双方によるサービス提供を行っている事業所についても、対象経費を区分した上で、それぞれ申請することができる。

支援金上限額の計算例（いずれも令和4年4月から11月にサービス利用者がいる場合です。利用者がいないサービス種別は算定できません。）

例①：居宅介護、重度訪問介護、同行援護を併せて提供している場合

→ その他20,000円

例②：施設入所支援（定員50人）、生活介護（定員70人）、短期入所（空床型・併設型 定員5人）を併せて提供している場合

→ 入所施設9,000円×50人+通所施設2,000円×20人=490,000円

例③：短期入所（単独型 定員5人）、生活介護（定員10人）、就労継続支援B型（定員10人）を併せて提供している場合

→ 入所施設9,000円×5人+通所施設2,000円×20人=85,000円

例④：就労継続支援A型（定員10人）、就労継続支援B型（定員10人）、就労移行支援（定員10人）を併せて提供している場合

→ 通所施設2,000円×30人=60,000円

例⑤：児童発達支援（定員10人）、放課後等デイサービス（定員10人）、保育所等訪問支援を併せて提供している場合

→ 通所施設2,000円×10人+その他20,000円=40,000円（ただし、車両用燃料代について「通所施設」「その他」で区分することが必要です。）

例⑥：児童発達支援（定員10人）、放課後等デイサービス（定員10人）、保育所等訪問支援をそれぞれ別々の建物で提供している場合

→ 通所施設2,000円×20人+その他20,000円=60,000円（ただし、車両用燃料代について「通所施設」「その他」で区分することが必要です。）

例⑦：計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援をそれぞれ提供している場合

→ その他（障害者・様式第1号の1により申請）20,000円+その他（障害児・様式第1号の2により申請）20,000円
=40,000円（ただし、車両用燃料代について障害者サービス、障害児サービスで区分することが必要です。）

例⑧：生活介護（定員10人）、児童発達支援（定員10人）、放課後等デイサービス（定員10人）、保育所等訪問支援を併せて提供している場合

→ 通所施設（障害者・様式第1号の1により申請）2,000円×10人=20,000円
+通所施設（障害児・様式第1号の2により申請）2,000円×10人=20,000円
+その他（障害児・様式第1号の2により申請）20,000円
=60,000円

（ただし、障害者サービス、障害児サービスで対象経費を区分し、さらに車両用燃料代について「障害者の通所施設」「障害児の通所施設」「障害児のその他」で区分することが必要です。）

◆ 障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金Q&A

Q：施設がオール電化のため、ガス代も燃料代もかかっていません。電気代は対象になりますか。

A：電気代は、この支援金の対象になりません。他の対象経費（食材費、車両燃料代）についてのみ申請することができます。（電気代高騰に対する補助は北海道が実施します。）

Q：事業用車両が不足しているため、職員の自家用車も業務に使用しているが、車両用燃料代は対象となりますか。

A：車両用燃料代を事業経費に計上しているものであれば対象になります。

Q：対象経費を算定すると、支給上限額よりも少ない金額になります。支給額はいくらになりますか。

A：対象経費を算定した額（支給対象経費）と支給上限額のいずれか少ない額が支給額になります。支給対象経費が支給上限額よりも少ない場合は、支給対象経費（千円未満切り捨て）が支給額になります。

Q：事業所内訳表は、様式第2号の1と様式第2号の2は両方提出するのですか。

A：どちらか一方の提出となります。（支給額が上限額に達しない場合は、支給額が高くなる方で算定して差し支えありません。）

●「様式第2号の1」（差額による算定）

→ 令和4年の任意の一月と令和3年同月との差額により物価高騰の影響額を計算できる場合に使用

●「様式第2号の2」（物価上昇率による算定）

→ 比較する前年月がない場合のほか、利用者数や購入数量の変更により、前年比較では物価高騰の影響額が計算できない場合等に使用

Q：様式第2号の2（物価上昇率による算定）の率は、どのように決められていますか。

A：消費者物価指数（令和4年（2022年）9月分）－令和2年基準－総務省統計局・北海道分を基に算出しています。

Q：申請書類に、領収書等の添付は必要ありますか。

A：領収書等の支出根拠書類の提出は必要ありませんが、確認を求める場合がありますので大切に保管しておいてください（5年間）。

Q：実績報告書の提出は必要ありますか。

A：必要ありません。

Q：令和4年度「旭川市障害福祉サービス等事業者感染症対策支援金」を申請していませんが、今回の物価高騰対策支援金の申請はできますか。

A：申請できます。様式第1号の1及び様式第1号の2「旭川市障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金申請書兼請求書」に記入いただいた振込口座に、支給額をお振込みします。

お問合せ

〒070-8525 旭川市7条通10丁目 旭川市第二庁舎1階

旭川市福祉保険部 障害福祉課 障害サービス係

電話:0166-25-9854 FAX:0166-24-7007

E-mail:syougaifukusi@city.asahikawa.lg.jp